

○松山市公営企業局特設配水管布設工事に関する規程

平成24年3月30日

企業局規程第7号

改正 平成26年3月27日企業局規程第3号

平成28年3月31日企業局規程第4号

令和元年8月9日企業局規程第2号

松山市公営企業局特設配水管布設工事負担金徴収に関する規程（平成元年企業局規程第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、松山市水道事業給水条例（平成9年条例第37号）第5条第2項の規定に基づき、給水装置の新設工事のため、配水管の布設されていない場所に新たに配水管を布設する工事の手続き、費用の負担について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 給水装置 需要者に水を供給するために松山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する水道用具をいう。

(2) 特設配水管 給水装置の新設工事のため、配水管の布設されていない場所に管理者が布設する配水管をいう。

(3) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条に規定する開発行為のうち同法第32条に基づき、管理者の同意を得たのち、開発許可を受けたものをいう。

(4) 特設配水管（開発）布設工事 開発行為の同意条件に基づき、管理者が施工する特設配水管布設工事をいう。

(5) 特設配水管（一般）布設工事 開発行為以外の場所で管理者が施工する特設配水管布設工事をいう。

（特設配水管布設工事の種類）

第3条 特設配水管を布設する工事の種類は、次のとおりとする。

(1) 特設配水管（開発）布設工事

(2) 特設配水管（一般）布設工事

（事前協議）

第4条 特設配水管（開発）布設工事を申請しようとする者は、法第32条の規定に基づき、事前に管理者の同意を得るための協議をしなければならない。

2 特設配水管（一般）布設工事を申請しようとする者は、事前に位置図、上水道管理図など管理者が必要と認める書類を提示のうえ、管理者と当該工事の適否について協議をしなければならない。

（申請）

第5条 前条の規定による事前協議後、特設配水管布設工事を申請する者（以下「申請者」という。）は、特設配水管（開発）布設工事申請書（様式第1号）又は特設配水管（一般）布設工事申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、その一部の提出を省略することができる。

- (1) 位置図、上水道管理図及び給水申込場所の平面図
- (2) 公図の写し
- (3) 給水申込場所の土地の登記事項証明書の写し
- (4) 配水管布設場所の土地の登記事項証明書又は登記事項要約書の写し
- (5) 建築確認済書又は農地転用受理通知書の写し
- (6) 土地使用承諾書又は農道掘削及び占用承諾書
- (7) 水路伏越・上越布設承諾書
- (8) 排水設備設置承諾書
- (9) 給水管継ぎ替え同意書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 特設配水管（開発）布設工事の申請者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 開発行為許可書の写し
  - (2) 開発行為同意書の写し
- （申請事項の変更）

第6条 特設配水管（一般）布設工事の申請者は申請事項を変更する必要が生じたときは、速やかに申請事項変更届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

(布設)

第7条 管理者は申請者から第5条に基づく申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めた場合は、予算の範囲内において、特設配水管を布設するものとする。

(工事負担金)

第8条 特設配水管（開発）布設工事を申請する者（以下「開発申請者」という。）は、管理者が布設する特設配水管に係る工事負担金を納付しなければならない。

2 前項の工事負担金は、既設配水管の分岐点から給水管の引込位置までに必要とする水量を満たすことのできる最小口径（以下「必要口径」という。）に応じ、管理者が別に定める特設配水管負担金口径別単価表（以下「口径別単価表」という。）に基づき算定した金額に、100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項の必要口径は、管理者が別に定める必要口径算定表及び口径別延長限度表により算定するものとする。

4 第2項の口径別単価表の単価は、松山市公営企業局の採用する設計単価、請負工事積算基準等により算定するものとする。

(消火栓等の工事負担金)

第9条 開発申請者は、法第32条の規定に基づき、開発申請者と松山市消防局長との協議により生じた消火栓の設置及びそれに伴う配水管の整備のうち、消火栓の新設若しくは移設又は既設配水管に改良等を要する場合の工事費全額を工事負担金として納付しなければならない。

(工事負担金の納付)

第10条 開発申請者は、前2条の工事負担金を速やかに納付しなければならない。

2 管理者は開発申請者が工事負担金を納付したことを確認した後、工事に着手するものとし、工事負担金を納付しない場合は、申請を取り下げたものとみなす。

(工事負担金の追徴又は還付)

第11条 管理者は布設延長等の変更があった場合は、工事完了後に改めて第8条又は第9条の規定に基づき工事負担金を算定し、当初算定した工事負担金と差額が生じた時は、開発申請者に工事負担金の追徴又は還付を求めるものとする。

2 管理者は、工事完了後に工事支払金額と工事負担金を比較し、工事負担金の方が高い場合にあっては、その差額を開発申請者に還付するものとする。

3 開発申請者は前2項の規定により工事負担金の追徴又は還付が発生した場合は、速やかに納付し、又は還付が受けられるように必要な手続きを行わなければならない。

(水道の使用)

第12条 申請者は、特設配水管布設工事の完了後、速やかに水道を使用するものとする。ただし、開発行為等に伴う特設配水管布設工事において使用者が未定の場合は、この限りでない。

(台帳等)

第13条 管理者は、次に掲げる台帳等を常に整備しておかなければならない。

- (1) 特設配水管布設申請書受付台帳
- (2) 特設配水管負担金口径別単価表
- (3) 必要口径算定表
- (4) 口径別延長限度表

2 管理者は、前項の台帳等を必要に応じ改定することできる。

(その他)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の松山市公営企業局特設配水管布設工事負担金徴収に関する規程の規定は、施行日以後に申請される特設配水管布設申請書について適用し、同日前に申請された特設配水管布設申請書については、なお従前の例による。

付 則（平成26年企業局規程第3号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年企業局規程第4号）

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の松山市公営企業局特設配水管布設工事に関する規程の規定は、施行日以後に申請される特設配水管（開発）布設工事申請書又は特設配水管（一般）布

設工事申請書について適用し、同日前に申請された特設配水管布設申請書については、  
なお従前の例による。

付 則（令和元年企業局規程第2号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

特設配水管（開発）布設工事申請書

年　月　日

（あて先）

松山市公営企業管理者

（申請者）

住 所

氏 名

印

電 話 ( )

下記の申請場所に特設配水管を布設されたく、松山市公営企業局特設配水管布設工事に関する規程第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請場所	松山市	町	丁目	番地	外筆
接続道路種別	1 国道	2 県道	3 市道	4 農道	5 その他公道に準ずる道路 ( )
土地の帰属	有	・	無		
申請戸数	戸				
開発行為 同意年月日	年	月	日	松（公管路）第	号
添付書類	1 位置図、上水道管理図及び給水申込場所の平面図 2 開発行為許可書の写し 3 開発行為同意書の写し 4 公団の写し 5 給水申込場所の土地の登記事項証明書の写し 6 配水管布設場所の土地の登記事項証明書又は登記事項要約書の写し 7 土地使用承諾書又は農道掘削及び占用承諾書 8 水路伏越・上越布設承諾書 9 排水設備設置承諾書 10 給水管継ぎ替え同意書 11 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類				
特記事項	工事施工に係る諸問題が生じたときには、責任をもって解決します。				
備考					

特設配水管（開発）布設工事について

- (1) 特設配水管とは、給水装置の新設工事のため、配水管の布設されていない場所に松山市公営企業局が布設する配水管をいいます。
- (2) 特設配水管（開発）布設工事は、申請者に工事負担金を納付いただいた後、工事に着手します。納付がない場合は、この申請は自動的に取り下げたものとみなします。また、工事の施工内容によって、工事負担金の還付又は追徴が発生する場合があります。
- (3) 布設された配水管の所有権、管理権等一切の権利は松山市公営企業局に帰します。

様式第2号（第5条関係）

特設配水管（一般）布設工事申請書

年　月　日

（あて先）

松山市公営企業管理者

（申請者）

住 所

氏 名

印

電 話 （　　）

下記の申請場所に特設配水管を布設されたく、松山市公営企業局特設配水管布設工事に関する規程第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請場所	松山市	町	丁目	番地	
道路種別	1 国道	2 県道	3 市道	4 農道	
	5 その他公道に準ずる道路 （　　）				
添付書類	1 位置図、上水道管理図及び給水申込場所の平面図 2 公図の写し 3 給水申込場所の土地の登記事項証明書の写し 4 配水管布設場所の土地の登記事項証明書又は登記事項要約書の写し 5 建築確認済書又は農地転用受理通知書の写し 6 土地使用承諾書又は農道掘削及び占用承諾書 7 水路伏越・上越布設承諾書 8 排水設備設置承諾書 9 給水管継ぎ替え同意書 10 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類				
特記事項	工事施工に係る諸問題が生じたときには、責任をもって解決します。				
備考					

特設配水管（一般）布設工事について

- (1) 特設配水管とは、給水装置の新設工事のため、配水管の布設されていない場所に松山市公営企業局が布設する配水管をいいます。
- (2) 特設配水管（一般）布設工事は、配水管から家屋への引き込み（個人所有の給水管）の工事とは関係ありませんので、ご注意ください。
- (3) 特設配水管（一般）布設工事は、松山市公営企業局が入札を行い工事を発注するため、申請を受理してから着手までに相応の期間を要します。

様式第3号（第6条関係）

申 請 事 項 変 更 届

年 月 日

(あて先)

松山市公営企業管理者

(申請者)

住 所

氏 名

印

電 話 ( )

年 月 日付けの特設配水管（一般）布設工事申請について、下記のとおり変更  
したいので届出します。

記

申請場所	松山市 町 丁目 番地
変更内容	
変更理由	
備考	

注意事項

- (1) 給水装置の位置を変更する場合は、当初及び変更後の給水装置工事設計書の写しを添付してください。
- (2) この変更により特設配水管（一般）布設工事が遅延することがあります。
- (3) 内容及び時期によっては、変更に応じられない場合があります。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）